

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 滋賀県 |
| 3. 市区町村名 | 近江八幡市 |
| 4. 届出番号 | 9 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 18-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.omihachiman.shiga.jp/contents_detail.php?frmId=9341 |

執行機関名 近江八幡市長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 新型インフルエンザワクチン接種の助成金に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 10 | |
| ③番号法別表第2の項 | 18 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 近江八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第6の項 新型インフルエンザワクチン接種の助成金に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)第1条 | 近江八幡市新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。 | 第1条 この要綱は、低所得で特に生計が困難であるものに対し、新型インフルエンザワクチン接種(以下「ワクチン接種」という。)に必要な費用を助成することにより、予防接種を受けやすい環境を整備し、これらの者の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 近江八幡市新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱(平成22年10月告示第390号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|---|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 13 条 項 1 号 | 近江八幡市新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱第4条 |
| ②事務の内容 | 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> | 新型インフルエンザワクチン接種の費用の自己負担免除の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 13 条 項 1 号 イ | 近江八幡市新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱第2条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 当該決定に係る予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 13 条 項 1 号 ロ | 近江八幡市新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱第2条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 | 当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報 |
| 備考 | | |